

拡大した産油国との租税条約ネットワーク

1 最近の日本の租税条約締結の状況

日本が締結している租税条約の最近の動向は、4つに分けることができる。

第1は、平成24年12月に署名した対ニュージーランド租税条約、平成25年1月に改正署名した対米国租税条約、平成25年12月に改正署名した対英国租税条約という流れである。この第1のグループは、日本の租税条約のフロントランナーとして、最も進んだ形を採っている。共通していることは、相互協議条項に仲裁規定が新設され、国際的徴収共助の規定が整備されたことである。さらに、対英国租税条約は、事業所得条項に最も新しいAOAアプローチ(OECD承認アプローチ)を採用したことである。したがって、これまでの日本の租税条約では、日米租税条約がある種のモデル租税条約であったが、平成25年年頭では、日英租税条約が最も進んだ形態の租税条約といえる。

第2は、情報交換を主とする租税協定網が充実したことである。この形態は、平成22年2月に署名した対バミューダ租税協定から始まり、バハマ、ケイマン諸島、マン島、ジャージー、ガーンジー、リヒテンシュタイン等との間で協定の署名が行われている。この他に、既存の租税条約における情報交換条項が改正されたものも多い。この第2のグループは、協定の相手国がタックスヘイブンであり、これらの国又は地域からの税務情報の入手が可能になったのである。余談ではあるが、IT産業等が行っている国際的租税回避として報道されている、ダブルアイリッシュ・ダッチサンドイッチ(2つのアイルランド法人間の使用料の支払いにオランダ法人を挟むことで税負担の軽減を図るもの)という

形態があるが、この資金の最終的な目的地は、バミューダ或いはケイマン諸島等である。

第3は、本稿の主題である産油国との租税条約の拡大である。産油国という意味では、平成20年12月に署名した対カザフスタン租税条約があるが、これは、同国が対旧ソ連租税条約から離脱したための補充という意味があり、対産油国との租税条約としては、平成21年1月に署名した対ブルネイ租税条約が始まりといえよう。その後、日本は、平成22年2月に署名した対クウェート租税条約、平成22年11月に署名した対サウジアラビア租税条約、平成25年5月に署名した対アラブ首長国連邦(UAE)租税条約、平成26年1月に署名した対オマーン租税条約を署名している。

第4は、平成25年12月に改正署名した対スウェーデン租税条約等である。このグループに属する租税条約は、第1グループと同時期の条約改正であるが、その内容の多くは、従来の規定を踏襲するものも多く、長期にわたり改正しなかったこと等からその内容をアップデートしたものといえる。

2 産油国との租税条約が拡大した背景とその特徴

上述のように、日本が対産油国との租税条約締結を始めたのが平成21年であるが、平成19年にはサブプライム・ローンの問題、平成20年9月にリーマン・ブラザーズの破綻による世界同時株安、金融不安という、いわゆるリーマン・ショックがあったことと無関係とは思えないのである。

平成19年のサブプライム・ローンの問題では、米国のシティバンクの経営が悪化した結果、

Topics of International Taxation

UAEの1首長国であるアブダビの国営ファンドであるアブダビ投資庁は、同行に対して75億ドルを出資しており、日本に対しても、アブダビ政府系投資会社は、平成19年9月にコスモ石油の第三者割当増資の約891億円を引き受けて筆頭株主になっている。

この世界不況は産油国にも影響を与え、平成21年11月に、UAEの1首長国であるドバイは、不況によりドバイの不動産賃貸収入が減少し、ドバイの政府系投資持株会社の子会社が債務返済の一時凍結を要請したことから、ドバイに融資をしている欧州を中心とする各銀行に信用不安が生じ、ユーロが売られて円が買われたことから急激な円高となり、日本においても株価が下落するという事態が生じた。この一連の動向がドバイ・ショックといわれるものであるが、その後、ドバイの経済不安は、アブダビが救済したことで安定したのである。

これらの動向からいえることは、先進諸国の企業等の力が弱まり、多額の資金を保有する産油国からの投資を期待するための基盤づくりが必要になったといえるのである。具体的には、産油国からの投資があり、先進諸国で所得が生じるパターンである。言い換えれば、産油国が居住地国、先進諸国が源泉地国ということになる。そこで、源泉地国として、産油国からの投資を受け入れるための税制の整備という点から租税条約の締結という事態になったのである。

これまでの日本が締結する租税条約とは、対先進国の双方向投資型、対発展途上国との租税条約により日本からの投資と発展途上国における税の減免というパターンであったが、対産油国との条約は、産油国が居住地国で日本が源泉地国となる。その結果、税の減免をするのは、日本側ということになる。

3 中東湾岸諸国の概要

中東湾岸諸国とは、アラビア海の湾岸に所在する国々で、1981年に設立された湾岸協力会議(Gulf Cooperation Council: 以下「GCC」とい

う。)に加盟しているバーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)の6か国とGCC非加盟のイラク、イランの計8か国のことである。このうち、現在、日本が租税条約を署名している国は、8か国のうちの4か国である。世界の石油埋蔵量のランキングでは、第1位がサウジアラビア、第2位がイラン、第3位がイラク、第4位がクウェート、第5位がUAEといわれており、オマーン、カタール、バーレーンはいずれも産油国である。なお、石油埋蔵量の統計としては、ベネズエラが1位というものもあるが、同国の石油は重質油といわれるもので、商業ベースに乗りにくいものといわれている。

この地域の税制全般にいえることは、自国の企業或いは国民に対する課税がないか或いは低いということである。また、国の財政収入の多くを石油採掘業者から徴収する金額に依存していることである。さらに、多くの国は、石油資源が枯渇した場合に備えて、産業の振興を図るために減税等の措置を講じているが、資源開発等の一部の産業の進出はあるが、現地に事業場の拠点を置く先進国企業は少ないといえる。

逆に、多額のオイル・マネーが、ドバイ等を拠点として海外投資に向けられている。日本とこれらの産油国との間における租税条約が整備されたということは、オイル・マネーが日本に流入した結果、配当、利子等の所得が日本で発生して、本来であれば、非居住者に対する源泉徴収税率20%の適用となるところ、租税条約により条約に定める限度税率が適用されて、日本への投資環境が改善されるということになる。しかし、これらの産油国が締結している租税条約例をみると、これらの地域と古くから結びつきがある英国等は、早い時期から租税条約を締結しており、日本は出遅れの感がある。

中央大学商学部教授

矢内 一好